

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

様式第 1 号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

郵便番号

住 所

商号又は社名

代表者名

連 絡 先

F A X

令和 6 年 3 月 5 日付けで公告のあった本館エレベータ 5 号機更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料（様式第 2 号）

競争参加資格確認資料

商号又は名称 _____

工事名 本館エレベータ 5 号機更新工事
(令和 6 年 3 月 5 日公告)

(1) 令和 5・6 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事で登録されている。	(登録の有無) 有・無
(2) 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査 (確認できる書類の写し添付)	有・無
(3) 更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者でない。(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)	(申立ての有無) 有・無
(4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間でない。	(指名停止の有無) 有・無
(5) 茨城県暴力団排除条例第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。	別添誓約書

(作成要領)

- 1 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目について記載すること。
- 2 必要に応じて資格を確認できる写しを添えて提出すること。

競争参加資格確認通知書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

茨城県立中央病院長

先に申請のあった本館エレベータ5号機更新工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、この通知を受けた日から3日以内にその旨を記載した書面を提出してください。

記

公告日	令和6年3月5日
入札参加資格の有無	有 無
	入札参加資格がないと認めた理由

- (注) 1 入札参加者は、この通知書の写しを入札の際に提出してください。
- 2 参加資格がないと認められた場合において、その理由について説明を求めるときは、この通知を受けた日から3日以内に茨城県立中央病院長にその旨を記載した書面（様式は任意とする。）を提出してください。土日を除く3日以内に回答します。

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

様式第4号

質 問 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

工事名 本館エレベータ5号機更新工事
(令和6年3月5日公告)

質 問 内 容

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

様式第5号

入 札 （ 見 積 ） 書

工 事 名 本館エレベータ5号機更新工事

路線河川等名
工事場所 笠間市鯉淵6528

入札(見積) 金 額	
---------------	--

設計図書及び実地を調査のうえ、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）及び茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の規定により上記のとおり入札（見積り）します。

令和 年 月 日

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

代理人氏名 :

茨城県立中央病院長 殿

注1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 金額の前に「¥」の符号を付すること。

3 不用の文字は消すこと。

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

委 任 状

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

(委 任 者)

住 所 : _____

名称又は商号 : _____

代表者氏名 : _____

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

1 代理人 住 所 : _____

氏 名 : _____

2 委任事項

- (1) 令和6年3月26日(火)茨城県立中央病院において行われる
本館エレベータ5号機更新工事の入札(見積)に関する件

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住所
商号又は名称
及び代表者名

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。